

自動車税（種別割）（令和元年10月1日～）

納める人

自動車を所有している人です。（軽自動車、オートバイなどを除く。）ただし、割賦販売契約（ローン）により購入した場合で、所有権がまだ売主（販売会社、ディーラー等）にある場合は、買主である使用者になります。

年度途中の名義変更や、引越して他県ナンバーへ変更した場合、その年度分は4月1日現在の所有者に1年分課税されます。新しい所有者には翌年度分から課税されます。

申告と納税

1. 申告

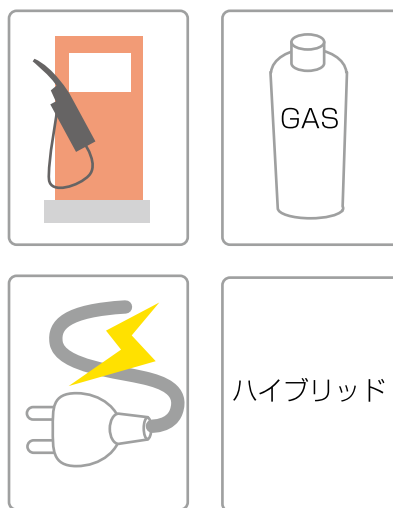
自動車を購入したり、譲り受けた場合等には、運輸支局で必要な手続きを行い、自動車税（種別割）の申告書を提出してください。

2. 納税

4月1日現在に自動車を所有している人は、5月中旬に県税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めてください。

ただし、新規登録の場合は、登録のときに運輸支局の県税の窓口で納めてください。

自動車税（種別割）の納期限は5月末日です。



納める額

自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。（自動車税（種別割）のグリーン化の対象となる場合は、変わります。詳しくは次ページをご覧ください。）

乗用車	総排気量	年税額		
		自家用		営業用
		R1.10.1以後に初回新規登録したもの	R1.9.30以前に初回新規登録したもの	
1,000cc以下	25,000円	29,500円	7,500円	
1,000cc超 1,500cc以下	30,500円	34,500円	8,500円	
1,500cc超 2,000cc以下	36,000円	39,500円	9,500円	
2,000cc超 2,500cc以下	43,500円	45,000円	13,800円	
2,500cc超 3,000cc以下	50,000円	51,000円	15,700円	
3,000cc超 3,500cc以下	57,000円	58,000円	17,900円	
3,500cc超 4,000cc以下	65,500円	66,500円	20,500円	
4,000cc超 4,500cc以下	75,500円	76,500円	23,600円	
4,500cc超 6,000cc以下	87,000円	88,000円	27,200円	
6,000cc超	110,000円	111,000円	40,700円	

キャンピング車 (自家用)	総排気量	年税額	
		R1.10.1以後に初回新規登録したもの	R1.9.30以前に初回新規登録したもの
1,000cc以下	20,000円	23,600円	
1,000cc超 1,500cc以下	24,400円	27,600円	
1,500cc超 2,000cc以下	28,800円	31,600円	
2,000cc超 2,500cc以下	34,800円	36,000円	
2,500cc超 3,000cc以下	40,000円	40,800円	
3,000cc超 3,500cc以下	45,600円	46,400円	
3,500cc超 4,000cc以下	52,400円	53,200円	
4,000cc超 4,500cc以下	60,400円	61,200円	
4,500cc超 6,000cc以下	69,600円	70,400円	
6,000cc超	88,000円	88,800円	

トラックで 最大乗車定員が 4人以上 (1t以下のもの)	総排気量	年税額	
		自家用	営業用
		1,000cc以下	13,200円
1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円	
1,500cc超	16,000円	12,800円	

トラック (主なもの)	最大積載量	年税額	
		自家用	営業用
	1t以下	8,000円	6,500円
	1t超 2t以下	11,500円	9,000円
	2t超 3t以下	16,000円	12,000円
	3t超 4t以下	20,500円	15,000円
4t超 5t以下	25,500円	18,500円	

身体障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、4月1日から納期限までに申請することにより自動車税（種別割）が減免されます。

新たに自動車を登録した場合も、登録の際に手続きが必要です。

令和元年9月30日以前に初回新規登録したものについては税額45,000円（重課対象自動車は、51,700円）

令和元年10月1日以後初回新規登録したものについては年間43,500円を限度として減免されます。

自動車税(種別割)の「グリーン化」について

地球環境を保護する観点から、排出ガスや燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車に対する自動車税(種別割)を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した「環境負荷の大きい」自動車に対しては、税額を重くする「自動車税(種別割)のグリーン化」が実施されますが、その内容は以下のとおりです。

1 環境負荷の「小さい」自動車に対する税額の軽減措置

新車新規登録の時期	軽減対象となる年度	軽減対象車	軽減内容
令和元年度 (令和元年10月1日～ 令和2年3月31日)	令和 2年度	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 令和2年度燃費基準(+30%)達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね 75%軽減
		令和2年度燃費基準(+10%)達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね 50%軽減

2 環境負荷の「大きい」自動車に対する税額の割増措置

対象となる自動車	ディーゼル車 ……平成31年4月1日現在で新車新規登録後11年を超えるもの(平成20年3月31日までに新車新規登録を行った自動車) ガソリン車、LPG車 ……平成31年4月1日現在で新車新規登録後13年を超えるもの(平成18年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)
割増率	税額を概ね15%の割増(バス、トラックについては概ね10%のまま据え置き)
対象外となる自動車	①一般乗合用バス②被けん引自動車③電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車

納税証明書

— 車検(構造変更含む)を受けるときに、
自動車税(種別割)納税証明書が必要となる場合があります。 —

継続検査又は構造等変更検査(車検)時における自動車税(種別割)の納税情報を電子確認できる制度ができましたが、納付後すぐに車検を受けるときなどは電子確認ができないため、納税証明書(納税通知書の右端部分)が必要となる場合があります。

納税証明書は大切に保管しましょう。

自動車税・トラブル防止5カ条

自動車にかかる税金をめぐるのは、トラブルが多く発生しています。次のことに気をつけて、快適にドライブしましょう。

1 転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない!

住民票を移しても納税通知書送付先の住所は変わりません。運輸支局で車検証の住所変更の手続きをしていただくか、県税事務所に住所変更の連絡をお願いします。

4 手放した自動車の納税通知書が届いた!

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、解体したりするときは必ず運輸支局で移転又は抹消の登録(申請)をしてください。

2 自動車を譲ってくれた友人に納税通知書が届いた!

運輸支局で移転の登録はしましたか?自動車税は、4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。

5 こわれて動かなくなったのに自動車に税金がかかっている!

運輸支局で抹消の登録をしてください。これを怠っているといつまでも自動車税が課せられることとなります。抹消の登録をすれば翌月からの税金がかからなくなります。

3 納税証明書を紛失してしまった!

納税通知書の右端についている納税証明書は、車検を受ける時に原則として必要ですので、大切に保管してください。再発行は可能ですので、最寄りの県税事務所の窓口申請してください。なお、平成27年度から、車検時の納税確認を電子的に行うことも可能となりました。詳しくは、最寄りの県税事務所又は税務課までお問い合わせください。



自動車の登録についてのおたずねは

高知運輸支局

高知市大津乙1879-1
☎050-5540-2077

自動車税は必ず納期内に納めましょう。